

平成 21 年 度

小金井市財政健全化審査意見書

小金井市監査委員

(写)

小 監 発 第 2 4 号

平成22年8月23日

小金井市長

稲 葉 孝 彦 様

小金井市監査委員

重 永 邦 敏

同

露 木 肇 子

同

篠 原 ひろし

平成21年度小金井市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された、平成21年度の健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。

平成21年度小金井市財政健全化審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の期間

平成22年6月28日から平成22年8月19日まで

2 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び同法第22条第1項に規定する資金不足比率について、平成21年度決算を対象に審査を実施した。

3 審査の手続

審査に付された4つの健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となった事項を記載した書類が、関係法規等に基づいて調製されているかを照合、確認するとともに、関係課から説明を聴取し、審査を行った。

第2 審査の結果

1 健全化判断比率

4つの各指標については、計数に誤りは認められず、その算定の基礎となった事項が記載されている書類は、いずれも適正に調製されていると認められた。

また、健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準数値以下であり、健全な範囲内といえる。

2 資金不足比率

資金不足比率については、計数に誤りは認められず、その算定の基礎となった事項が記載されている書類は、いずれも適正に調製されていると認められた。

また、資金不足比率は、経営健全化基準数値以下であり、資金不足は生じていない。

3 総括的意見

平成21年度決算では、財政の健全化に関する法律に示されている健全化判断比率及び資金不足比率については、いずれも基準数値以下であったが、多摩26市の中では高い数値になっている。

また、将来の世代への負担の先送りともいえる臨時財政対策債を前年度対比4億円増の13億円も発行するなど、財政運営は依然として厳しいものがある。

本市においては、最重要課題である新ごみ処理施設建設をはじめ武蔵小金井、東小金井両駅の周辺整備、施設の計画的補修・整備等、多額の財源を必要とする課題が山積している。

このような状況の中、行財政改革をさらに推進し、臨時財政対策債等の発行を抑制できるよう引続き財政の健全化を図られたい。

健全化判断比率

(単位：%)

	平成21年度			平成20年度		
	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.33	20.00	—	12.29	20.00
連結実質赤字比率	—	17.33	40.00	—	17.29	40.00
実質公債費比率	6.4	25.0	35.0	7.0	25.0	35.0
将来負担比率	48.8	350.0		55.6	350.0	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の「—」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に規定された算定上において、実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表している。

※ 基準を超えた場合には、財政健全化計画又は財政再生計画の策定等が義務づけられている。

資金不足比率

(単位：%)

	平成21年度		平成20年度	
	資金不足比率	経営健全化基準	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	20.0	—	20.0

※ 資金不足比率の「—」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に規定された算定上において、資金不足額がないことを表している。

※ 基準を超えた場合には、経営健全化計画の策定等が義務づけられている。